TAX payment news

令和５年２月１日

東淀川納税だより　第２８７号

URL https://www.nk-net.co.jp/higasiyodogawa/

発 行 所

公益社団法人　東淀川納税協会

東淀川自主納税貯蓄組合連合会

大阪市淀川区木川東２－１－10

TEL 06(6302)8771　FAX 06(6302)4574

編集：広報委員会

梅とメジロ　　　写真提供：富士精版印刷株式会社

令和４年分　確定申告と納税	
所得税および復興特別所得税・贈与税	令和５年 3月15日（水）まで
消費税および地方消費税（個人事業者）	令和５年 3月31日（金）まで

会員の確定申告相談は 納税協会で！

※譲渡所得・贈与税等除く

日程：2月16日(木) ～ 3月7日(火)

≪詳細は裏表紙をご覧ください≫

≪詳細は裏表紙をご覧ください≫

目　次

●税務署からのお知らせ…………………… ２～６

●会の動きと部会だより……………………… ７

●新入法人会員のご紹介……………………… ７

●２月の税ごよみ……………………………… ７

●納税協会申告相談のご案内………………… ８

税務署からのお知らせ①

自宅からスマホで申告してみませんか？

簡単・便利

スマホカメラで源泉徴収票を読み取りできます！

ご自宅で
確定申告期間は24時間いつでも利用可能
※ メンテナンス時間を除く

専用画面
スマホ専用画面で見やすく操作が簡単

自動計算
画面の案内に沿って入力するだけ

添付書類不要
書類の記載内容を入力・送信することで添付省略
※ 一部の書類は除く

持参・印刷・郵送不要
税務署への持参が不要
印刷・郵送代が不要

早期還付
還付金の振込みが早い
※ ２月末までに提出した場合に２～３週間程度で還付
（書面提出の場合は４～６週間程度で還付）

NEW 令和4年分（令和5年1月以降）からさらに便利に！

- 青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に
- マイナンバーカードの読取回数が削減 ※

※ 過去にマイナンバーカードを使って確定申告している等の一定の条件を満たしている場合

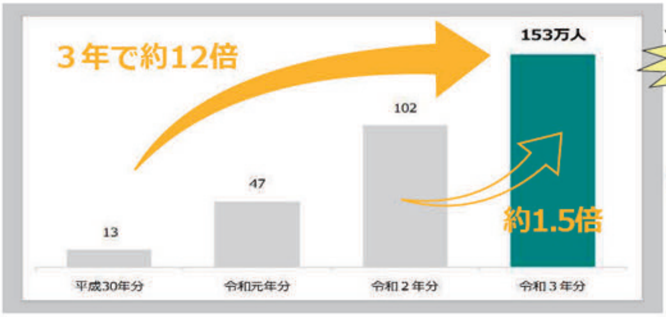

スマホ申告増加

全国で 153万人 が、自宅からスマホを使ってe-Taxで申告

大阪国税局・税務署

申告書の作成・送信は 自宅で 国税庁ホームページから！

STEP1.　「国税庁ホームページ」へアクセス

作成コーナー

【確定申告書等作成コーナー】

作成開始！

STEP2.　画面の案内に従って入力→自動計算！

スマホなら、カメラで『給与所得の源泉徴収票』を読み取って自動入力！

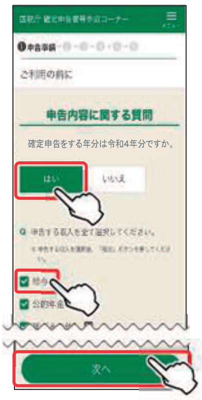

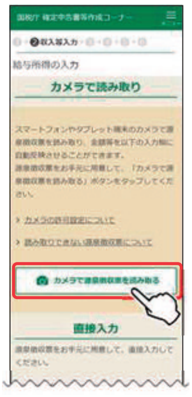

給与所得がある方の例

STEP3.　申告書をデータ送信

おすすめ　マイナンバーカードをお持ちの方

マイナンバーカード

＋

マイナンバーカード読取対応のスマホ

さらに

マイナポータル連携なら……

各種控除証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目に自動入力できます。

国税庁HP「マイナポータル連携特設ページ」はこちら

※ パソコンの場合ＩＣカードリーダライタでも可

または

ＩＤ・パスワードをお持ちの方

事前発行のＩＤ・パスワード

ＩＤ・パスワード方式の届出を確認！

※申告書の控えと一緒に保管されている場合があります。

※ ＩＤ・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面とは異なる場合があります。

税務署からのお知らせ②

消費税

令和５年10月 インボイス制度が始まります！

事業者の方へ

インボイス発行事業者となるためには、登録申請が必要です！

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！

☑ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！

☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！

個人事業者の方はスマートフォンからでも**e-Tax**で申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

国税庁（法人番号7000012050002）　（令和４年12月改訂）

特殊塗料･塗装設備機器･エンプラ樹脂の販売
塗替工事、遮熱塗装工事の請負

泉化成産業株式会社

本社事務所　大阪市淀川区西中島六丁目1番1号
新大阪プライムタワー16階
電話　06-6302-5487
本　店　大阪市淀川区木川東四丁目4番16号

納税協会の経営者大型総合保障制度
広げよう納税協会の輪

経営者大型総合保障制度のご加入企業の拡大に向けて
広げよう納税協会の輪・・・・運動実施中！

DAIDO 大同生命保険株式会社
大阪北支社/
大阪府吹田市江坂町1-23-101
(大同生命江坂ビル5F)
TEL 06-6385-6066

AIG AIG損害保険株式会社
大阪プロチャネル営業部/
大阪府大阪市北区大深町3-1
(グランフロント大阪 タワーB)
TEL 06-7223-2010

「インボイス」とは

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。
具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。
買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

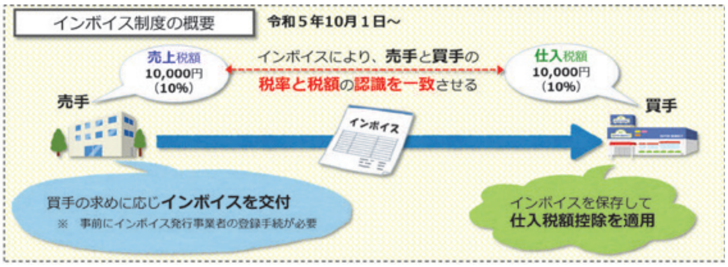

インボイス制度特設サイト

免税事業者の方向けのコンテンツも掲載中！

制度の概要の他に説明会の開催情報や申請手続などを掲載しております。
「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」へのリンクもご案内しております。

インボイス制度特設サイト

制度についての一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して**24時間自動**でお答えします。
上記の**「インボイス制度特設サイト」**からも、ご利用いただけます。

チャットボットはこちらから

インボイス制度の疑問にお答えします！

税務職員ふたば

インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

フリーダイヤル　**0120 - 205 - 553（無料）**
9:00～17:00（土日祝除く）

※個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

国税庁（法人番号7000012050002）　　（令和４年12月改訂）

万水電機設備工業株式会社
Vansui Industry Co.,Ltd.
2022 健康経営優良法人 Health and productivity
環境プラント施設における機械器具設置工事、
管工事、電気工事の設計、施工及び施工管理
本　社　大阪市東淀川区豊里7丁目11番15号
〒533-0013　Tel:06-6326-0222/Fax:06-6324-1046
E-mail:vansui@mx2.alpha-web.ne.jp
http://www.vansui.com

阪急十三駅から徒歩５分
HOTEL プラザ オーサカ
https://plazaosaka.com
〒532-0025 大阪市淀川区新北野1丁目9番15号
TEL06-6303-1000

税務署からのお知らせ③

令和５年２月

令和５年 インボイス説明会 無料開催中!!

各回**先着順!!** 事前予約制 06-6303-0280（法人課税第１部門）

開催場所 **東淀川納税協会**

開催日時		定員	場所
２月　３日(金)	10時～11時(※) 15時～16時	各60名	納税協会 ３階
２月　９日(木)	10時～11時 15時～16時(※)		
３月17日(金)	10時～11時(※) 15時～16時		
３月24日(金)	10時～11時 15時～16時(※)		
３月29日(水)	10時～11時(※) 15時～16時		

(※)消費税の仕組みから知りたい方向け

下のコードからサイトへ

インボイス制度及び軽減税率制度に関する情報については、
国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）の「消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」をご覧ください。

東淀川税務署・東淀川納税協会

会の動き

（R4.12.1 ～ 5.1.31）

会　議

12.14　広報委員会
本紙（第287号）の編集について

1.12　正副会長会（協会･納貯合同）
今後の行事予定等について

講演会

1.12　新春特別講演会
講師　筑波大学名誉教授
中村　逸郎　氏
テーマ「プーチン政権の闇と今後の日露関係」

その他

1.24･26　スマホ申告・インボイス制度の広報活動
スマホ申告及びインボイス制度を広報する除菌ウェットティッシュを作成し、税務署幹部と連携して駅前で配布した。

部会だより

法人部会

1.24　決算期別説明会（1･2月）
1.25　決算期別説明会（3･4月）

青年部会

12.8　献血会
近畿税理士会（東淀川支部）主催、当協会青年部会共催の「献血会」に、青年部会員をはじめ、協会員計16名が参加しました

関係団体の動き

東淀川青色申告推進会
東淀川資産税会

12.21　合同セミナー
（特官法人会･青年部会共催）
講師　東淀川税務署 資産課税統括官
中島　宏和　氏
東税務署 資産課税審理専門官
徳本　久美子　氏
テーマ「暦年贈与と相続時精算課税及び自社株対策等について」
講師　大同生命保険㈱ 大阪北支社長
河口　惠　氏
テーマ「介護・認知症・事業承継について」

東淀川淀優会

12.13　優良申告法人経理担当顕彰式
令和４年度優良申告法人として税務署長表敬を受けた９社の経理担当者に協会長から顕彰楯を贈呈

1.27　経営トップセミナー
（局所管法人会･特官法人会共催）
講師　東淀川税務署 副署長
池上　寿一　氏
テーマ「電子帳簿等保存制度について」
講師　元統合幕僚長
河野　克俊　氏
テーマ「今後の日本の安全保障とその課題」

２月の税ごよみ

２月10日（金）まで

◆１月分の源泉所得税及び個人住民税特別徴収分の納付

２月28日（火）まで

◆12月決算法人の確定申告
◆６月決算法人の中間（予定）申告
◆消費税の年税額が400万円超の３月・６月・９月決算法人の３か月ごとの中間申告
◆消費税の年税額が4,800万円超の法人（11月・12月決算法人を除く）の１か月ごとの中間申告
◆固定資産税（都市計画税）の第４期分の納付

新入法人会員のご紹介　よろしくお願いします。　（R4年7月～12月にご入会の内、掲載不可以外、入会順）

法人名	所在地	業種	法人名	所在地	業種
(有)丸通産業	豊中市	金属製品卸売業	(株)センチュリオンＷＥＳＴ	西中島６	不動産業
(株)Ｉｎｏステージ	交野市	とび・土木工事業	アーカス・ジャパン(株)	西中島５	ソフトウェア業
(同)ＮＩ－ＭＯ ＣＯＮＳＵＬＴＩＮＧ	西中島１	コンサルタント業	日本メタル工業(株)	木川東４	大気汚染防止機器等製造業
(株)こあラボ	宮原４	保険代理業	ＲＡＴＩ(株)	新高４	建設業
(弁)俵法律事務所	東中島１	法律事務	(株)M'S	西中島７	卸売業
大和建設(株)	豊新２	建設業	(有)松田総建	西淡路３	とび・土工・はつり業

最適なトータルソリューションを提供し、
「課題解決企業」を目指します。
（電子部品・半導体ビジネス、再生エネルギービジネス、電源ビジネス
蓄電ビジネス、ソリューションビジネス、生活環境ビジネス）
モリ電子工業株式会社
代表取締役会長　森　洋二
〒532-0011 大阪市淀川区西中島7丁目3番11号　☎(06)4806-0211
https://www.moridenshi.co.jp/

全国に54拠点
－歯も心も美しく－
和田精密歯研株式会社
代表取締役社長　和田主実
一般の方　歯のページ　検索　歯科関係者　和田精密　検索

納税協会申告相談のご案内

日 程 令和５年２月１６日（木）～ ３月７日（火） ※平日のみ、下表の通り。

月	火	水	木	金
			2月 16	17
20	21	22	天皇誕生日	24
27	28	3月 1	2	3
6	7			

受付時間 《午前の部》１０時 ～１１時３０分（相談１２時まで）
《午後の部》 １時 ～ ３時３０分（相談 ４時まで）

※予約制ではありません。混雑の状況により、長時間お待ちいただく場合があります。予めご了承ください。

会 場 東淀川納税協会 ３階講堂 ※駐車場・エレベーターはありません。

◆◇◆ 申告相談についての注意事項 ◆◇◆

◇ 税理士に依頼されている方はご利用いただけません。
◇ 不動産及び株式等の譲渡所得･贈与税の相談はお受けできません。
◇ 税務関係書類（申告書･申請書など）を提出する際には、**申告者･控除対象配偶者･事業専従者等の個人番号の記載**が必要です。また、**毎年、申告者ご本人の本人確認書類（「個人番号通知カード」＋「運転免許証」等）のコピーの添付**が必要となります。
◇ ご相談の際には帳簿、各種控除証明書、国民年金･国民健康保険等の領収書、前年の申告書控及び決算書控等をご持参ください。消費税の申告をする場合は、前年及び２年前の控をご持参ください。
◇ **決算書、申告書はご自分で作成していただく事になります。**書き方については税理士が指導します。
◇ 作成（完成）した申告書等は、直接、税務署へご提出ください。

◆◇◆ 感染症対策にご協力ください ◆◇◆

◇ 常時、室内の換気を行い、間隔の確保のため座席数を減らして開催します。
◇ 相談時間･滞在時間の短縮のため、できるだけご自宅で事前準備をお願いします。
◇ 少人数（可能な限り１名様）でご来場ください。
◇ ご来場の際は、**マスクの着用**をお願いいたします。
◇ 会場入室時、体温測定･手指の消毒にご協力ください。
◇ 咳･発熱（37.5℃以上）の症状のある方や体調のすぐれない方は、ご入室をお断りします。
◇ **会場内に筆記用具は設置いたしませんので、筆記用具･電卓等を必ずご持参ください。**
※ **感染拡大状況によっては、開催を中止又は開催内容を変更させていただく場合があります。予めご了承ください。**

無料税務相談はお休みします

毎週火曜日の税務相談は、2月14日（火）～ 3月21日（火）の間は、確定申告等で繁忙期に当りますのでお休みします。
再開は、3月28日（火）からです。